

吹田市指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事、業務委託及び物品購入等（以下「工事等」という。）に関する業務の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の入札参加資格の停止（以下「指名停止」という。）その他の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて、同表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止の措置を行うものとする。ただし、市長が吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程（昭和40年吹田市訓令第6号）第10条に規定する指名事業者審査会（以下「審査会」という。）において協議が必要であると判断した場合は、審査会の協議を経て、指名停止の措置を行うものとする。

2 指名停止期間の起算日は、別表各項に掲げる措置要件に該当する事実を確認した日の翌日とする。ただし、当該認定した日が指名停止期間中の場合にあつては、当該指名停止期間の満了の日の翌日を起算日とする。

(下請負人等に関する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止の措置について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せて行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体又は事業協同組合（以下「共同企業体等」という。）について指名停止の措置を行うときは、審査会の議を経て、当該共同企業体等の有資格者である構成員又は組員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の措置を併せて行うものとする。

3 合併等により指名停止期間中の有資格者から営業を実質的に継承したと認められる有資格者は、当該指名停止の有資格者の指名停止の措置を引き継ぐものとする。

(指名停止の効果)

第4条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、指名停止の措置を受けている有資格者（以下「指名停止事業者」という。）の入札参加資格を認めないものとする。

2 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名停止事業者を指名することができない。

3 市長は、現に一般競争入札又は指名競争入札に参加し、かつ、契約を締結していない有資格者について指名停止を行った場合においては、当該有資格者を落札者とせず、又は契約を締結しないものとする。

4 市長は、指名競争入札において、指名停止事業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。この場合においては、当該指名停止事業者に通知するものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格者が別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当する場合における指名停止の期間は、最も長い期間を定める措置要件の期間を適用する。

2 指名停止事業者が指名停止の期間中に、又は有資格者が別表各項に掲げる措置要件に係る指名

停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ同表各項の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ同表各項に定める当該期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

- 3 市長は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたことが明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各項及び前項の規定による期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 4 市長は、指名停止事業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、当該指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 5 市長は、別表第7項に掲げる措置要件に該当する有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、同表第7項に定める期間を当該期間の2分の1の期間（その期間に1月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた期間）に短縮することができる。
- 6 前項の場合において、別表第7項に掲げる措置要件に係る指名停止の措置を現に受けている場合で、前項の確認が当該指名停止期間の2分の1を経過した後に行われたときは、当該指名停止期間は当該確認の日までとする。

（指名停止の解除）

第6条 市長は、指名停止事業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、審査会の議を経て、当該指名停止事業者に係る指名停止の措置を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条若しくは第3条の規定により指名停止の措置を行い、第5条第3項から第6項までの規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止の措置を解除したときは、有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

（契約の相手方の制限等）

第8条 市長は、指名停止事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事その他の工事等を発注する場合で特にやむを得ない事由があるときは、審査会の議を経て随意契約の相手方とすることができる。

- 2 市長は、指名停止事業者が市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 市長は、別表各項に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合のほか、有資格者が経営不振に陥った状態にあると認められるとき等、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときは、当該有資格者について入札等に参加させない措置を行うことができる。ただし、市長が審査会において協議が必要であると判断した場合は、審査会の協議を経て、入札等に参加させない措置を行うものとする。

（指名停止情報の公表）

第10条 市長は、指名停止の措置に関する情報を、行政資料閲覧コーナー及びホームページにおいて閲覧に供する方法により、公表するものとする。なお、その公表期限は指名停止期間が満了した翌月末までとする。

(苦情の申立て)

第11条 指名停止の措置を受けた有資格者は、別に定めるところにより、市長に苦情の申立てを行うことができるものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか指名停止等の措置に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 吹田市指名停止措置運用基準（平成6年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の吹田市指名停止措置運用基準の規定により行われた指名停止措置については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の吹田市指名停止措置要領第10条の規定は、平成27年7月1日において指名停止期間中である指名停止の措置及び同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 吹田市競争入札参加資格認定申請書及びその添付書類、入札等に係る調査資料その他の書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められた場合 (入札妨害等)</p> <p>2 有資格者又はその使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。 (2) 落札したにもかかわらず契約を締結しなかったとき。 (3) 入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 (契約不履行等)</p> <p>3 有資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 有資格者の責めにより契約の解除がなされたとき。 (2) 故意又は過失により工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量等に関し不正の行為をしたと認められるとき。 (3) 契約に違反したことにより、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>4 有資格者又はその使用人が、市発注工事等について、監督、点検若しくは検査の実施又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げた場合 (工事等の安全管理)</p> <p>5 有資格者が工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなった場合 (1) 市発注工事等の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (2) 市発注工事等の施工に当たり、工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (3) 市以外の大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県及び福井県内の公共機関が発注する工事等において、公衆若しくは工事等の関係者に死亡者、又は負死傷者の発生若しくは損害を与えた場合において、当該工事等の現場代理人等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に規定する犯罪のうち社会的重大なものの容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで</p>	<p>6月</p> <p>3月以上1年以内 1月以上6月以内</p> <p>3月以上1年以内</p> <p>3月以上1年以内 3月以上1年以内 1月以上6月以内</p> <p>3月以上1年以内</p> <p>1月以上1年以内 1月以上6月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>公訴を提起されたとき。 (贈賄行為)</p>	1 月以上 3 月以内
<p>6 有資格者又はその使用人が次の各号の者に対して行った贈賄（刑法第 198 条）の容疑により逮捕、司法警察員から検察官への事件の送致又は公訴を提起された場合</p>	
<p>(1) 市職員</p>	2 年
<p>(2) 市職員以外の公共機関の職員</p>	
<p>ア 大阪府内</p>	1 年
<p>イ 大阪府外</p>	6 月
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>7 有資格者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当する工事等に関し、独占禁止法に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは告発を受け、又は課徴金の免除適用事業者として公表された場合</p>	
<p>(1) 市発注工事等</p>	2 年
<p>(2) 市以外の公共機関が発注する工事等</p>	
<p>ア 大阪府内</p>	1 年
<p>イ 大阪府外</p>	6 月
<p>(3) 前 2 号に掲げる工事等以外の工事等</p>	3 月
<p>(談合等)</p>	
<p>8 有資格者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当する工事等に関し、競売入札妨害（刑法第 96 条の 6 第 1 項）又は談合（同条第 2 項）の容疑により逮捕、司法警察員から検察官への事件の送致又は公訴を提起された場合</p>	
<p>(1) 市発注工事等</p>	2 年
<p>(2) 市以外の公共機関が発注する工事等</p>	
<p>ア 大阪府内</p>	1 年
<p>イ 大阪府外</p>	6 月
<p>(暴力行為等)</p>	
<p>9 有資格者又はその使用人が、その業務に関し次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、司法警察員から検察官への事件の送致又は公訴を提起された場合</p>	
<p>(1) 市職員に対する暴力行為等</p>	2 年
<p>(2) 市職員以外に対する暴力行為等</p>	
<p>ア 大阪府内で行われたもの</p>	1 年
<p>イ 大阪府外で行われたもの</p>	6 月
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>10 有資格者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。</p>	
<p>(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し逮捕、司法</p>	

措 置 要 件	期 間
警察員から検察官への事件の送致又は公訴を提起された場合	1月以上1年以内
(2) 経営規模等評価申請書、総合評価値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合	1月以上1年以内
ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分	
イ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分	
(3) 建設業法の規定に違反し次のア若しくはイの処分を受けた場合(前号に該当する場合を除く。)、又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法の規定に違反し次のアの処分を受けた場合	1月以上1年以内
ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分	
イ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分	
(4) 次のア又はイの建設業法第29条の許可取消処分を受けた場合	1月以上1年以内
ア 建設業法第29条第1項第1号又は第3号に基づくもの	
イ 建設業法第29条第1項第2号、第5号又は第6号に基づくもの	
(不正又は不誠実な行為)	
1 1 前各項に掲げる場合のほか、有資格者又はその使用人が次の各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められた場合	
(1) 業務に関し、監督官庁から処分を受け、又は逮捕、司法警察員から検察官への事件の送致若しくは公訴を提起される等の不正又は不誠実な行為をしたとき。	1月以上1年以内
(2) 吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。	3月
(その他)	
1 2 前各項に掲げる場合のほか、有資格者又はその代表権を有する役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、司法警察員から検察官への事件の送致若しくは公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められた場合	1月以上1年以内